新型コロナウィルス感染症の影響受けた事業所のみなさまへ

# 雇用調整助成金等に係る

# 個別相談会開催のご案内

新型コロナウィルス感染症の影響により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主を対象に国の雇用調整助成金の要件が緩和されました。五色町商工会では、この雇用調整助成金を事業者の皆様に広くご活用いただくため、制度改正の解説や申請方法などに関する個別相談会を下記の通り開催します。※なお、雇用調整助成金に係らず、他の雇用に関する相談でも可能です

**■開催日程**

| 開　催　日 | 時　　間 | 会　　場 |
|---|---|---|
| 7月13日(月) | 10：00～12：00<br>13：00～15：00<br>(1社1時間程度) | 五色町商工会館　1階　研修室 |
| 8月5日(水) | | |

**■講師**

古池社会保険労務士事業所
社会保険労務士　古池　浩二郎氏

**■相談料**

五色町商工会会員：無料　　会員外：1回　5,000円

**■申込締切**

各相談日5日前(先着順に日程を決定し、ご希望日の変更等ご相談させて頂きます。)

**■お願い**

コロナウィルス感染症予防の為、体調のすぐれない方は参加を見合わせて下さい。また個別相談参加時は手指の消毒・マスクの着用をお願いいたします。部屋の換気のため窓等を解放させて頂くことがございます。ご了承ご協力ください。

---

切らずにそのままFAXして下さい

## 個別相談申込書

**■下記の通り申し込みます■**

お預かりした個人情報は本個別相談会以外の目的で使用することはありません　　(五色町商工会会員　　会員外)

| | | | |
|---|---|---|---|
| 事業所名 | | 事業所住所 | |
| 参加者氏名 | | 電話番号 | |
| 個別相談希望日 | 7月13日(月)・8月5日(水)<br>※希望日に○印を入れて下さい | 個別相談希望時間 | ①　10：00～　②11：00～<br>③　13：00～　④14：00～<br>(1社1時間程度)<br>※希望日に○印を入れて下さい |

五色町商工会へお電話もしくはFAXで　(☎　33-0450　FAX　33-1330)

裏面もご覧下さい

# 雇用調整助成金とは

経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、休業訓練又は出向を行い、労働者の雇用の維持を図った場合に休業手当、賃金等の一部を助成するものです。

## ◆支給対象◆

●支給対象事業主：雇用保険適用事業所
●支給対象労働者：雇用保険被保険者

※ただし、休業等の実施単位となる判定基礎期間（賃金締め切り期間）の初日の前日、または出向を開始する日の前日において、同一の事業主に引き続き被保険者として雇用された期間が６か月未満の労働者等は対象になりません。

## ◆主な支給要件◆

●最近３か月の生産量、売上高などの生産指標が前年同期と比べて１０％以上減少していること。
●雇用保険被保険者数及び受け入れている派遣労働者数の最近３か月間の月平均値の雇用指標が前年同期と比べ、一定規模以上（※）増加していないこと。
※大企業の場合は５％を超えてかつ６人以上、中小企業の場合は１０％を超えてかつ４人以上
●実施する休業等および出向が労使協定に基づくものであること。（計画届とともに協定書の提出が必要）
●過去に雇用調整助成金又は中小企業緊急雇用安定助成金の支給を受けたことがある事業主が新たに対象期間を設定する場合、直前の対象期間の満了の日の翌日から起算して一年を超えていること。

## ◆受給手続き◆

●事業主が指定した１年間の対象期間について、実際に休業を行う判定基礎期間ごとに事前に計画届を提出することが必要です。
●初めての提出の際は、雇用調整を開始する日の２週間前をめどに、２回目以降については、雇用調整を開始する日の前日までに提出して下さい（最大で３判定基礎期間分の手続きを同時に行うことができます。）
●支給申請期間は判定基礎期間終了後、２か月以内です。

## ◆申請期限の特例◆

新型コロナウィルスの影響を受けて休業を行った場合、特例として、**判断基礎期間の初日が令和２年１月２４日から５月３１日までの休業の申請期限を令和２年８月３１日までとします。**

※緊急雇用安定助成金についても同様の取扱となります。
※令和２年５月１９日以降に行う支給申請からお使いいただけます。（令和２年５月１８日以前の休業に関する申請にも使えます。）

**五色町商工会**　五色町都志 202 番地　☎33-0450

＊＊＊＊＊五色町商工会では、新規会員募集中です！＊＊＊＊＊